

議案第76号

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

店舗型性風俗特殊営業に該当する公衆浴場の営業時間の基準を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成24年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号タ中「日出時」を「午前6時」に改め、同項第2号オに次のただし書を加える。

ただし、蒸気、熱気等による入浴設備のみを有する公衆浴場にあつては、湯栓及び水栓を設けないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。